

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示

平成 28 年 4 月 11 日

株式会社エリアクエスト

【原則 1-4】（いわゆる政策保有株式）

当社は、いわゆる政策保有株式については、その保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としており、現時点では、政策保有株式を保有していません。しかしながら、今後、事業戦略上の重要性等を目的として保有する場合があります。その場合は、毎年、取締役会で中長期的な経済合理性や将来の見通しを検討し、企業価値向上の効果等が乏しいと判断される銘柄については、売却を行ってまいります。議決権行使にあたっては、投資先企業の中長期的な企業価値、株主価値の向上につながる観点等から検討し、総合的に判断した上で適切に行使します。

【原則 1-7】（関連当事者間取引）

当社は、当社及び関連当事者間の取引について、当該取引が当社や株主共同の利益を害することが無いよう、取引内容及び条件の妥当性について、取締役において審議することとしております。

【原則 3-1】（情報開示の充実）

（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は当社ホームページや決算説明会資料等で、経営理念や経営戦略、中期経営計画を開示しております。

（2）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社ホームページにて「コーポレートガバナンスに関する報告書」及び「コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示」等を開示しております。

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役の報酬は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に尽力する設定を行っております。取締役の報酬総額については、株主総会の決議により決定した年額 80,000 千円以内において、各取締役の責任範囲の大きさ等を勘案して、取締役会決議にて決定しております。

（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に貢献するための資質があり、

専門的知識を有する人物を、幅広く候補者として人選し、取締役は取締役会において決定しており、監査役は監査役会において決定しております。

(5) 取締役・監査役候補者の選定の理由の開示

新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則 4-1-1】(取締役会の役割、経営陣に対する委任の範囲の明確化)

当社は、取締役会の決議事項として、法令、定款及び取締役会規則において、取締役会決議事項を定めて運用しております。また、職務権限規定により、決裁等に関する権限を定めております。

【原則 4-8】(独立社外取締役の有効活用)

当社の独立社外取締役は、その有する専門的知識から、当社の経営全般に対して独立した立場から助言・提言を行い、経営の意思決定機能及び監督機能を強化する役割を担っております。そのため、当社は、独立取締役の複数選任の必要性を見極めた上で、候補者を選定することが当社の中長期にわたる持続的成長につながるものと考えております。

今後、当社の成長及び規模を勘案し、独立社外取締役の複数化に向けて、検討してまいります。

【原則 4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準)

当社は、独立社外取締役の独立性の基準については「独立社外役員判断基準」を定め、当該基準を基に慎重に確認と検討を行っております。「コーポレートガバナンスに関する報告書(その他独立役員に関する事項)」に記載し、当社ホームページにおいて開示しております。

【原則 4-11-1】(取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

取締役会としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方は「コーポレートガバナンスに関する報告書(現状のコーポレートガバナンス体制の概要)」に記載し、当社ホームページにおいて開示しております。

【補充原則 4-11-2】(取締役・監査役による他の上場会社の役員の兼任状況)

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及び「コーポレートガバナンスに関する報告書」において、毎年開示しております。

【補充原則 4-14-2】（取締役・監査役に対するトレーニングの方針）

当社は、取締役及び監査役が、その役割及び機能を果たすために必要とする、会社法等法令やコンプライアンス及びコーポレートガバナンスなどに関し、必要に応じて外部の専門家による研修を実施しております。新任の取締役に 대해서는、就任時に代表取締役社長による当社グループの経営方針、事業計画及び経営戦略等を説明しております。

【原則 5-1】（株主との建設的な対話に関する方針）

当社は、持続的な成長と中長期的案企業価値向上のためには、株主・投資家との積極的且つ建設的な対話が重要であると考え以下の体制の整備及び取り組みを行っております。

- ・定時株主総会において、総会終了後に「株主懇親会」を開催し、株主から株主総会議案以外の質問も受け付け、代表取締役社長が適宜、回答するように努めている。
- ・管理部を株主と対話する事務局とし、管轄する取締役を開示責任者とし、各部署連携に努め、迅速且つ的確な対応に尽力する。
- ・代表取締役社長が説明を行う IR 説明会を年 2 回以上開催し、中期事業計画も含め説明を行い、当社ホームページにおいて開示する。
- ・重要な株主の意見等については毎月開催される取締役会へ報告を行い、取締役及び監査役との情報共有を図る。
- ・株主及び投資家との対話にあたってはインサイダー情報を伝達しないことを方針とし、IR 担当部署が適宜確認し、直接対話する者に対して指導を行う。

以 上